

東アジア農業遺産学会（ERAHS）企画・運営等業務仕様書

1 業務名

東アジア農業遺産学会（ERAHS）企画・運営等業務

※ERAHS : East Asia Research Association for Agricultural Heritage Systems

2 業務目的

清流長良川の鮎を通じて、人の生活、水環境、漁業資源が密接に関わる岐阜県ならではの里川全体のシステム「長良川システム」が平成27年12月に「清流長良川の鮎」として世界農業遺産に認定された。

この世界に誇る「長良川システム」の保全・活用・継承に向けて、国内外の認定地域と交流し、国内外の研究成果や取組成果等の共有を図るため、日本、中国及び韓国の認定地域等で組織される「東アジア農業遺産学会（ERAHS）」を本県で開催する。

本業務は、東アジア農業遺産学会（ERAHS）の開催に必要となる企画、準備、会場設営及び管理運営等を効果的かつ効率的に行うことを目的とする。

3 業務の委託期間

契約締結日から令和6年9月30日（月）までとする。

4 東アジア農業遺産学会（ERAHS）の概要

(1) 開催日：令和6年8月7日（水）～令和6年8月10日（土）

(2) 主催（予定）：岐阜県、世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会（※）

（※）世界農業遺産「清流長良川の鮎」の保全・活用・継承を目的として、平成26年に、県、長良川流域4市、観光・商工・農林漁業等の関係団体により設立。

(3) 会場：岐阜県庁舎（ミナモホール、ホワイエ、3階会議室、20階会議室等）、長良川流域4市（岐阜市、関市、美濃市、郡上市）

※ 岐阜県庁舎の会議室等の配置については、「新県庁舎リーフレット」を参照 (<https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/331021.pdf>)

(4) 参加者：250名程度（世界農業遺産認定地域の行政職員、研究者等）

中国：40名程度

韓国：40名程度

日本：170名程度（うち県内参加者100名程度）

(5) プログラム：別紙1のとおり

5 業務の概要

次の「企画方針」、「業務の全体構成」に基づき「東アジア農業遺産学会（ERAHS）」を企画実施する。

（1）企画方針

- ・ 日本、中国、韓国の世界農業遺産認定地域等が参加する国際会議であることを踏まえ、岐阜県らしい演出を行い、世界農業遺産「清流長良川の鮎」を国内や海外からの参加者に効果的に発信するとともに、東アジアの世界農業遺産認定地域等の研究成果や取組成果等の情報を共有するなど、学术交流に取り組むイベントとする。

（2）業務の全体構成

- ・ 本業務の全体構成は以下のとおりとする。

| 業務名 | 内容 |
|------------------------------------|--|
| 学会全体の企画実施業務 (仕様書7) | ・ 国内外の世界農業遺産認定地域等との交流や取組成果等の共有を図る学会を企画実施する。 |
| 現地視察（エクスカージョン） 企画実施業務 (仕様書8) | ・ 国内外の参加者が世界農業遺産「清流長良川の鮎」への理解を深めるとともに、その保全・活用・継承に向けた活動をPRすることができる現地視察を企画実施する。 |
| 鮎の食文化発信企画実施業務 (仕様書9) | ・ 世界農業遺産「清流長良川の鮎」のシンボルである鮎の奥深い食文化を味わい、体感する「清流の国ぎふ」鮎料理フェアの参加店舗の掘起こし及びおもてなし弁当の開発を企画実施する。 |
| 広報業務 (仕様書10) | ・ 国内や海外からの参加者に学会の開催及び開催結果を広く効果的に情報発信する。 |

6 共通事項

（1）各種料金

- ・ 参加者から以下のとおり、参加費を徴収する。

| 区分 | 参加費 |
|-----------|-------------------------------------|
| 海外参加者 | 30,000円（日本円）（うち学生15,000円。各国最大3名まで。） |
| 国内（県外）参加者 | 30,000円（日本円）（うち学生15,000円。最大3名まで。） |
| 国内（県内）参加者 | 徴収しない。 |

- ・ 以下の費用は上記の参加費に含まず、希望に応じて、参加者から追加で徴収する。

| 区分 | 費用 |
|-------|----------|
| 海外参加者 | ・ 追加徴収なし |

| | |
|-----------|---|
| 国内（県外）参加者 | ・現地視察（エクスカージョン）参加代（施設入場料、活動体験料、昼食代及び現地視察参加に伴う旅行保険料）（仕様書8） |
| 国内（県内）参加者 | ・昼食代（8月8日（木）分）（仕様書9の（2）） ・鵜飼観覧代（弁当及び飲み物代）（仕様書7の（5）） ・現地視察（エクスカージョン）参加代（施設入場料、活動体験料、昼食代及び現地視察参加に伴う旅行保険料）（仕様書8） |

※ 見積もり時においては、最大参加人数で見込むこと。（なお、鵜飼観覧及び現地視察の国内（県内）参加者は10人で見積もること。）

- ・ 参加者からの各種料金の徴収時期は以下を想定。

なお、各種料金の徴収に当たっては、クレジットカード、現金（日本円）併用可とすること。

| 区分 | 参加費 | 昼食代 | 現地視察代 | 鵜飼観覧代 |
|-----------|------------------------------|---------------------------------|-----------------------------|---------------------------------|
| 海外参加者 | 8月7日（水） 受付時（仕様書7の（4）の（エ）） | 徴収しない。 | 徴収しない。 | 徴収しない。 |
| 国内（県外）参加者 | 事前振込（仕様書7の（1）） | 徴収しない。 | 事前振込 ※希望者のみ （仕様書8） | 徴収しない。 |
| 国内（県内）参加者 | 徴収しない。 | 8月8日（木） ※希望者のみ （仕様書9の（2）） | 8月8日（木） ※希望者のみ （仕様書8） | 8月8日（木） ※希望者のみ （仕様書7の（5）） |

（2）業務の実施に当たっての留意事項

- ・ 業務の実施に当たっては、県と十分協議した上で行うこと。

7 学会全体の企画実施業務

以下により、学会全体を企画実施すること。

（1）準備業務

- ・ 本業務受託後、速やかに運営事務局を立ち上げ、県と協議・調整の上、以下の業務を実施すること。

ア 全体管理計画の作成

- ・ 業務運営体制・連絡体制図、学会開催中の運営スケジュール、業務の運営マニュアル（事故及び事件が発生した場合の対応も含めた内容）、工程計画等

イ 会場計画図の作成

- ・ 以下の内容を含む会場（海外参加者宿泊ホテル、岐阜県庁舎（ミナモホール、ホワイエ、3階会議室、20階会議室、その他動線上必要となる場所））の計画図

- ・ 参加者、発表者等の動線、立ち位置
- ・ スタッフの役割、動線、立ち位置、人数
- ・ 受付、同時通訳システム等の設置場所、レイアウト
- ・ 物品（机、椅子、各種資機材、看板、のぼり旗、パーテーション等）の配置箇所、個数
- ・ 会場装飾、ステージレイアウト

ウ スタッフマニュアル等の作成

- ・ 準備・運営に従事するスタッフ及び県に配付するマニュアル
- ・ スタッフ名簿、スタッフ識別証
- ・ 司会進行用台本

エ 国内参加者の旅行手配等

- ・ 参加者の宿泊の予約受付、手配。
なお、宿泊ホテル（岐阜駅周辺を想定）は県が指定する。
- ・ 参加費及び現地視察（エクスカージョン）の徴収（原則、事前振込とする。）（国内（県外）参加者に限る。）
- ・ 参加者への当初の開催案内は県が実施することとし、その後の調整は受託者が実施するものとする。

オ 役員会（8月9日（金））の会場手配

- ・ 役員会実施用の会場予約・手配（岐阜駅周辺、30名規模の部屋を想定）

(2) 会場設営及び撤去業務（必要な資機材・備品・物品の調達及び装飾を含む。）

- ・ プログラムの内容を踏まえ、ア～コの必要な資機材・備品・物品等の調達、設置、運用、管理及び撤去すること（装飾等を含む）。必要な数量については、県と協議すること。ただし、以下の利用マニュアルを参照し、会場内の附属設備を極力利用することとし、不足する場合は、必要に応じて調達すること。

- ・ 共用会議室【ミナモホール】利用マニュアル
- ・ 共用会議室【3階】利用マニュアル
- ・ 共用会議室【20階】利用マニュアル

- ・ 会場設営は、原則として、令和6年8月7日（水）に実施し、午後2時までに完了すること。会場撤去は、原則として、令和6年8月9日（金）に実施し、午後3時までに完了すること。なお、設営及び撤去に当たっては、安全管理に十分配慮するとともに、既設の机及び椅子等の移動は、受託者において実施すること。
- ・ 会場設営後（8月7日（水）中）に、学会本体が円滑に進行できるよう事前リハーサルを実施すること。

ア 会場全体

- ・ 会場全体（岐阜県庁舎（ミナモホール、ホワイエ、3階会議室、20階会議室、その他動線上必要となる場所））の誘導案内表示、装飾等

ただし、装飾等にあたって、**別紙2**に記載するものは必ず調達、設置すること。

なお、実際の具体的な装飾箇所、デザイン及び方法等は、提案後に県と協議の上、決定するものとする。

イ ミナモホール（開閉会式、基調講演、パラレル・シンポジウム用）

- ・ 椅子、机（主催者、来賓、発表者用（白布等により装飾））、スクリーン、プロジェクター、PC、マイク、音響機器、発表者席札、演台、司会台、スポットライト、レーザーポインター、発表者用飲料等
- ・ 同時通訳システム（日－中、日－韓、中－韓）

ウ 20階会議室（パラレル・シンポジウム用）

- ・ 椅子、机（発表者用（白布等により装飾））、スクリーン、プロジェクター、PC、マイク、音響機器、発表者席札、演台、司会台、レーザーポインター、発表者用飲料等

エ 3階会議室（休憩室用）

- ・ 椅子、机（白布等により装飾）、休憩用ドリンク・食べ物（世界農業遺産「清流長良川の恵みの逸品」等）（300,000円程度を想定）、品札等

オ ホワイエ（ポスターセッション）

- ・ ポスター作成・設置（B1サイズ、カラー、約50枚）※データは県が提供
- ・ 展示用パネル、名板、パネル取付用資材、机（白布等により装飾）

カ 受付（ミナモホール前）

- ・ 机（白布等により装飾）、筆記用具等

キ 配付資料

- ・ 学会全体（スケジュール、発表内容、発表者、参加者等）の概要がわかるプログラム（A4、全項フルカラー（4色）、90ページ程度（表紙等含む））。なお、日本語及び英語で作成すること。（※デザイン有）

ク 消耗品

- ・ 参加者用ネームカード、コンgresバッグ（※デザイン有）等

ケ スタッフ用機器

- ・ トランシーバー

コ その他、県の指示により必要となる機材、物品、備品及び装飾等

（3）通訳等及び運営人員の手配業務

ア 通訳（日－中、日－韓、中－韓、日－英）及び同時通訳システム等の手配

- ・ **別紙3**のとおり、通訳及び同時通訳システム等を手配すること。

イ 運営人員の手配

- ・ 県と調整のうえ、プログラム（**別紙1**）の内容を踏まえて、以下の運営人員（人数

は想定)の手配をすること。

- a 業務管理責任者：1名
- b 業務責任者：1名
- c 総合司会者（8月8日（木））：1名

国際会議等の経験がある地方テレビ局若しくはラジオ局のアナウンサー又は同等以上の者とし、県の承認のうえ決定すること。

- d 運営スタッフ

円滑な運営に必要な人員を調整・手配すること。

(例：会場誘導、駐車場整理、受付、発表者・来賓対応、会場機器操作、会場運営補助、参加者送迎、写真撮影、記録等)

(4) 学会本体運営業務

- ・ 海外参加者の旅行手配・受付等
 - ・ 名鉄岐阜駅から宿泊ホテル（岐阜駅周辺を想定）までの移動（8月7日（水））
なお、宿泊ホテルは県が指定する。
 - ・ 宿泊ホテルでの受付、参加費の徴収（クレジットカード、現金（日本円）併用可とすること。）
 - ・ 宿泊ホテルから岐阜県庁舎までの移動（8月8日（木））
- ・ 参加者（国内参加者）受付、資料配付等
- ・ 駐車場整理（バスの誘導、車による参加者の駐車誘導等）
- ・ 会場の案内及び誘導、会場整理
- ・ 全体進行管理、学会本体司会進行、映像・音響機器操作、同時通訳システム操作等
- ・ 同時通訳機器の配付、説明、回収
- ・ 写真撮影（撮影写真は、プリントの上、閉会式終了時までに参加者へ配付すること。）
- ・ 食事（昼食）対応・提供、昼食代の徴収（国内（県内）参加者に限る。）（仕様書9の(2)）
- ・ 発表者、来賓、参加者等からの要望等への対応
- ・ その他、円滑な運営や進行に必要な業務

(5) レセプション（鵜飼観覧）運営業務

- ・ 参加者の岐阜県庁舎から岐阜市鵜飼観覧船事務所（岐阜市湊町1-2）までの送迎
- ・ 弁当及び飲み物の手配（合計7,000円程度）
- ・ 鵜飼観覧に係る費用（弁当及び飲み物代）は、学会本体当日に参加者から徴収すること。（国内（県内）参加者に限る。）

なお、乗船料は業務の経費とすることができるものとし、貸切船（40人乗り）4艘を想定している。

- ・ 鵜飼観覧終了後、海外参加者について、岐阜市鵜飼観覧船事務所から海外参加者宿泊ホテル（岐阜市内）までの送迎
- ・ 鵜飼観覧終了後、国内参加者について、岐阜市鵜飼観覧船事務所から岐阜駅前までの送迎
- ・ 大雨による川の増水等により、鵜飼観覧が中止となった場合に備えた代替レセプションを提案すること。

（6）記録等業務

- ・ プログラム（別紙1）に記載するすべての行程におけるそれぞれの場面ごとの詳細をカメラ等により記録すること。
加えて、開閉会式、基調講演、パラレル・シンポジウムについては、動画配信が可能な方法で記録するとともに、県と協議の上、動画配信用に編集すること。
- ・ 参加者に対し、撮影した写真、動画は県がWebサイト及びその他広報資料等において使用する旨を伝え、あらかじめ承諾を得ること。

8 現地視察（エクスカーション）企画実施業務

国内外の参加者に世界農業遺産「清流長良川の鮎」について理解してもらうとともに、その保全・活用・継承に向けた活動をPRすることができる現地視察を企画提案し、実施すること。

- ・ コース数は4コース（中国人：1コース、韓国人：1コース、日本人：2コース）とし、中国人コースと韓国人コースは、視察時間をずらすなど調整の上、視察先が同じ施設等になるようにすること。
- ・ 視察先は、長良川流域4市（岐阜市、関市、美濃市、郡上市）内にある施設等とし、「清流長良川あゆパーク（岐阜県郡上市白鳥町長滝420-10）」を必ず含むこと。
加えて、中国人コースと韓国人コースは「岐阜県魚苗センター（岐阜県美濃市生櫛1486-4）」を必ず含むこと。
- ・ 全コースにおいて、漁業に関する体験・見学プログラムを1つ以上取り入れること。また、体験・見学プログラムを実施する際には、漁業等に関する経験・知識が豊富なインストラクターを配置すること。
- ・ 必要に応じて、雨天時等に備えた代替視察先を用意すること。
- ・ 参加者に提供する昼食は、世界農業遺産「清流長良川の鮎」に関する農産物、名産品、郷土料理の活用を努めること。また、漁業体験と食事を組み合わせるなどコースの設定には工夫を図ること。
- ・ 出発場所は、海外参加者は海外参加者宿泊ホテル（岐阜市内）周辺、国内参加者は岐阜駅前とし、到着場所も同様とすること。
- ・ 視察先で必要となる施設入場料、活動体験料、昼食代及び現地視察参加に伴う旅行保険料については、原則、参加者から徴収すること。（国内参加者に限る。）

また、その他の経費について参加費を徴収する場合は、県と協議すること。

なお、参加者から徴収する費用は、5,000円程度とすること。

- ・ 視察先との事前打合せ及び現地確認を行い、視察内容、活動場所、ルート等に危険がないこと及び安全対策の内容を確認し、参加者及び関係者の安全確保を徹底すること。
- ・ 視察中の事故に対応するための保険に加入し、万全な安全対策を講じること。
- ・ 各コースの安全かつ円滑な進行に配慮するとともに往路車中又は視察開始前にガイダンスを行い、日程、コースのテーマや視察のポイント、視察先や団体の概要、安全喚起等について、資料作成・配付して説明すること。
- ・ **別紙3**のとおり、通訳を手配し、同時通訳機器の配付、説明、回収を行うこと。（仕様書7の（3））

9 鮎の食文化発信企画実施業務

国内外の参加者に世界農業遺産「清流長良川の鮎」のシンボルである鮎の奥深い食文化を発信するため、以下の内容について企画提案し、実施すること。

（1）「清流の国ぎふ」鮎料理フェアの参加店舗の掘起こし

- ・ 「清流の国ぎふ」鮎料理フェアへの参加店舗を掘り起こし、登録に結びつけること。（20店舗以上。ただし、県が指定する店舗は除く。）

「清流の国ぎふ」鮎料理フェア：

鮎文化の発信に強い思いを持つやる気のある鮎料理店を広く募集し、参加登録した鮎料理店が、共通のPRのぼりを設置し、鮎料理の提供を行うことで、鮎の消費拡大とブランド力の向上を加速化させるイベント。参加登録店舗は、世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会の特設ホームページ等でもPR。

（2）岐阜県産鮎を用いたおもてなし弁当の開発・提供

- ・ 「清流の国ぎふ」鮎料理フェア参加登録店舗と連携の上、岐阜県産鮎を用いたおもてなし弁当を開発し、学会本体当日（8月8日（木））の昼食で提供すること。加えて、おもてなし弁当は岐阜県産食材を活用するよう努めること。
なお、連携する参加登録店舗は、事前に県と協議・調整のうえ、決定すること。
また、提供するおもてなし弁当についても、試食の実施など、事前に県と協議・調整のうえ、決定すること。
- ・ おもてなし弁当（お茶含む。）の値段は、2,000円程度とすること。なお、おもてなし弁当の必要個数は、県が提供する。
- ・ おもてなし弁当の費用は、学会本体当日に参加者から徴収すること。（国内（県内）参加者に限る。）

10 広報業務

国内や海外からの参加者に本学会の開催及び開催結果が広く効果的にPRできるよう、マスメディアやSNS（フェイスブック、X（旧ツイッター）、インスタグラム、YouTube等）を効果的に活用した広報を企画提案し、実施すること。

11 独自提案

その他、本業務の目的達成のために効果的と考えられる独自の取組を、県と協議の上、実施すること。

12 業務の実施体制

受託者は、県との調整窓口となる業務管理責任者（通算して5年以上イベント業務に従事した実績を有する者に限る。）を配置すること。

開催期間中、業務責任者（通算して5年以上イベント業務に従事した実績を有する者に限る。）を常駐させ、トラブル等に迅速に対応すること。（業務管理責任者との兼務は妨げない。）

なお、配置した業務管理責任者等が本業務の実施につき、著しく不適當であり、県が交代を求めたときは、別の者を選任すること。

13 業務完了後の提出書類

本業務完了後、速やかに以下の書類を提出すること。なお、提出部数は書面2部、電子データ（CD若しくはDVD）1部とする。

- (1) 実績報告書
- (2) 収支精算報告書
- (3) 記録写真及び動画 ※電子データで提出すること。
- (4) 委託業務完了届

14 支払い条件等

- (1) 本業務終了後、参加者からの徴収額並びにおもてなし弁当、鵜飼観覧に係る費用及び現地視察参加料を参加人数又は注文数量により精算し、委託契約額を確定するものとする。
- (2) 委託契約金額の支払いは、委託契約額の確定後とする。
- (3) 本業務の遂行上、必要がある場合は、受託者は概算払を請求することができる。
- (4) 確定した委託契約額を上回る額が既に概算払されている場合は、受託者は当該超過分を県に返還するものとする。

15 「岐阜県が行う契約からの暴力団の防除措置に関する措置要綱」に準ずる通報義務

(1) 妨害又は不当介入に対する通報義務

受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から、事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害（以下「不当介入」という。）を受けたときは、警察へ通報しなければならない。なお、通報がない場合は、入札参加資格を停止することがある。

(2) 履行期間の延長

受託者は暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長を請求することができる。

16 業務の適正な実施に関すること

(1) 関係法令の遵守

受託者は、本業務の実施にあたり関連する法令等を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上、業務の一部を委託することができる。

(3) 個人情報の取扱い

受託者が本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及び別記1「個人情報取扱特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、個人情報の保護に努めること。

(4) 情報セキュリティ対策

受託者は、データの管理等に当たって、「岐阜県情報セキュリティ基本方針」、「岐阜県情報セキュリティ対策基準」及び別記2「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。

(5) 守秘義務

受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、本業務終了後も同様とする。

(6) 知的財産権等の取扱い

ア 受託者は、本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する知的財産権、あるいは第三者が有する知的財産権については、当該権利の利用にあたり支障のないよう書面により確認しなければならない。書面による確認がない場合に、以後何らかの問題が発生した場合は、受託者の責任により対処すること。

イ 本契約に基づく成果物の所有権は、県へ成果物の引き渡し完了した時に県に移転するものとする。

ウ 本契約に基づく成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、別記3「著作権等取扱特記事項」に基づき、成果物の引き渡しをもって県に譲渡されるものとし、また、著作者は成果物に係る著作者人格権を将来にわたって一切行使しないものとする。

17 その他

- (1) 本業務に関する内容については、本仕様書によるほか、受託者の提案内容に従い、契約後、詳細な打合せにより、県及び受託者双方合意の上、決定するものとする。なお、提案内容は、提案者が実施可能なものであることを前提とするが、提案内容の全てを採用して契約締結するとは限らないものとする。
- (2) 契約締結後、速やかに業務実施に係る事業計画書（実施内容、スケジュール等を記載）及び実施体制表を作成し、県の承認を得ること。また、業務の実施に当たっては、県と十分協議した上で行うこと。
- (3) 本仕様書に明示なき事項、又は業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

(別記1)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 受託者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の届出)

第3 受託者は、この契約による事務の実施における個人情報の取扱いの責任者及び事務に従事する者(以下「事務従事者」という。)を定め、書面によりあらかじめ、県に届け出なければならない。責任者及び事務従事者を変更する場合も、同様とする。

2 受託者は、責任者に、本特記事項に定める事項を適切に実施するよう事務従事者を監督させなければならない。

3 受託者は、事務従事者に、責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守させなければならない。

4 受託者は、責任者及び事務従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

(教育の実施)

第4 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項において事務従事者が遵守すべき事項その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、事務従事者全員(派遣労働者を含む。)に対して実施しなければならない。

(収集の制限)

第5 受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、本人から収集し、又は本人以外から収集するときは本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、県の承諾があるときは、この限りでない。

(目的外利用・提供の制限)

第6 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目

的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、県の承諾があるときは、この限りでない。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第7 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 受託者は、県からこの契約による事務を処理するために利用する保有個人情報の引渡しを受けた場合は、県に受領書を提出しなければならない。

3 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ県に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。

4 受託者は、県が承諾した場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

5 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ県に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。

6 受託者は、事務従事者に対し、身分証明書を常時携帯させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて事務に従事させなければならない。

7 受託者は、この契約による事務を処理するために使用するパソコンや記録媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、県が同意した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。

8 受託者は、この契約による事務を処理するために、私用のパソコン等を使用してはならない。

9 受託者は、この契約による事務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。

10 受託者は、第1項の個人情報を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。

(1) 個人情報は、金庫、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。

(2) 個人情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。

(3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。

(4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

(返還、廃棄又は消去)

第8 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、事務の完了時に、県の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

3 受託者は、パソコン等に記録されたこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

4 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書(情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面)を県に提出しなければならない。

5 受託者は、廃棄又は消去に際し、県から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(秘密の保持)

第9 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第10 受託者は、この契約による事務を処理するために県から引き渡された保有個人情報が記録された資料等を複写又は複製してはならない。ただし、県の承諾があるときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第11 受託者は、この契約による事務については、再委託(第三者にその取扱いを委託することをいう。以下同じ。)をしてはならない。ただし、県の承諾があるときは、この限りでない。

2 受託者は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を県に提出して県の承諾を得なければならない。

(1) 再委託を行う業務の内容

(2) 再委託で取り扱う個人情報

(3) 再委託の期間

(4) 再委託が必要な理由

(5) 再委託の相手方(名称、代表者、所在地、連絡先)

(6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者

(7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)

(8) 再委託の相手方の監督方法

- 3 前項の場合、受託者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、県に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。
- 4 受託者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 受託者は、この契約による事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、県の求めに応じて、その状況等を県に報告しなければならない。
- 6 再委託した事務をさらに委託すること(以下「再々委託」という。)は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合には、第2項中の「再委託の内容を変更しようとする場合」として扱うものとする。
- 7 前項の規定により再々委託を行おうとする場合には、受託者はあらかじめ第2項各号に規定する項目を記載した書面に代えて、次の各号に規定する項目を記載した書面を県に提出して県の承諾を得なければならない。
- (1) 再々委託を行う業務の内容
 - (2) 再々委託で取り扱う個人情報
 - (3) 再々委託の期間
 - (4) 再々委託が必要な理由
 - (5) 再々委託の相手方(名称、代表者、所在地、連絡先)
 - (6) 再々委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
 - (7) 再々委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)
 - (8) 再委託先における再々委託の相手方の監督方法
- 8 受託者は、県の承諾を得て再々委託を行う場合であっても、再々委託の契約内容にかかわらず、県に対して個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

- 第12 受託者は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第9に準ずるものとする。
- 2 受託者は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と派遣元との契約内容にかかわらず、県に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(立入調査)

- 第13 県は、受託者がこの契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、本特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、受託者に報告を求めること及び受託者の作業場所を立入調査することがで

きるものとし、受託者は、県から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時における対応)

第 14 受託者は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により県に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

2 受託者は、前項の漏えい等があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。

3 受託者は、県と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

第 15 県は、受託者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、県にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第 16 受託者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより県が損害を被った場合には、県にその損害を賠償しなければならない。

(別記2)

情報セキュリティに関する特記事項

(基本的事項)

第1条 本特記事項は、本契約による業務（以下「本業務」という。）の実施に当たって受託者が守るべき事項について、岐阜県情報セキュリティ基本方針、岐阜県情報セキュリティ対策基準に基づき情報セキュリティに関する特記事項（以下「セキュリティ特記事項」という。）として定めるものである。

(用語の定義)

第2条 情報資産とは、次に掲げるものをいう。

- (1) ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備並びに電磁的記録媒体（USB メモリ等を含む。）
- (2) ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これを印刷した文書を含む。）
- (3) ネットワーク及び情報システムに関連する文書

(責任体制の明確化)

第3条 受託者は、県に対して、本業務に係る情報セキュリティに責任を有する者（以下「セキュリティ責任者」という。）を書面で明らかにしなければならない。

2 受託者は、セキュリティ責任者に変更がある場合は、速やかに書面で県に連絡しなければならない。

(業務従事者の特定)

第4条 受託者は、県の要求があったときは、要求を受けた日から1週間以内に、本業務の従事者（派遣社員、アルバイト、非常勤職員、臨時職員等を含む。以下同じ。）を書面で明らかにしなければならない。

2 本業務の従事者に変更がある場合は、受託者は速やかに連絡し、県からの要求があれば書面で県に報告しなければならない。

3 本業務の履行のため、本業務の従事者が県の管理する区域に立ち入る場合は、身分証明書を常時携帯させ、及び個人名と事業者名の記載された名札を着用させなければならない。また、入退室管理が行われているところに立ち入る場合は、県の指示に従わなければならない。

(教育の実施)

第5条 受託者は、本業務の従事者に対して、情報セキュリティに関する教育（セキュリティ特記事項の遵守を含む。）など本業務の履行に必要な教育を実施するとともに、関係法令及び関係規程を遵守させるため、必要な措置を講じなければならない。

(守秘義務)

第6条 受託者は、本業務の履行に際し知り得た情報及び県が秘密と指定した情報（以下「取得情報」という。）を厳重に管理し、従事者の他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(情報資産の利用場所)

第7条 受託者は、県の事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために県から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産（所有権又は使用権が県に帰属するものに限る。以下「管理対象情報」という。）を、県が指示した場所以外で利用してはならない。

(情報資産の適切な管理)

第8条 受託者は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、取得情報及び管理対象情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- (1) 第4条第1項の規定により明らかにした本業務の従事者以外の者に本業務を処理させないこと。さらに、従事者以外が情報資産にアクセスできないようにするためのパスワードによるアクセス制限等必要な処置を行い、その措置の妥当性について県に報告すること。
- (2) 本業務を処理することができる機器等は、受託者の管理に属するものに限定するものとし、受託者の役員、従業員その他の者が私的に使用する機器等受託者の管理に属さないものを利用して本業務を処理させないこと。
- (3) 県の指示又は事前の承認を受けた場合を除き、本業務を処理するために管理対象情報を、第7条の規定により県が指示した場所以外に持ち出さないこと。なお、県の指示又は承認を受けて持ち出すときは、運搬中の指示事項の従事者への徹底、データの暗号化など安全確保のために必要な措置を講ずること。
- (4) 県の指示又は事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために県から引き渡された情報資産を複写し、又は複製してはならないこと。
- (5) 管理対象情報を、業務終了後直ちに県に引き渡すこと。ただし、県が別に指示したときは、その指示に従うこと。
- (6) 管理対象情報を、県の指示又は事前の承認を得て廃棄するときは、当該情報資産が判読できないよう必要な措置を講ずること。また、廃棄後は適切な措置が講じられたことを証明するために廃棄手順も含めた文書を県へ提出すること。

(情報資産の利用及び提供の制限)

第9条 受託者は、県の指示又は事前の承認がある場合を除き、取得情報及び管理対象情報を、契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(再委託)

第10条 受託者は、本業務を一括して第三者に再委託してはならない。また、本業務の一部を再

委託する場合は、県への報告を必要とし、再委託ができるのは、原則として再々委託までとする。

- 2 受託者は、県に再委託の報告をする場合は、再委託する理由及び内容、再委託先事業者の名称及び所在地、再委託先事業者において取り扱う情報、再委託先事業者における安全確保措置の実施方法、再委託先事業者におけるセキュリティ責任者及び再委託事業者に対する管理監督の方法等を書面により明らかにしなければならない。
- 3 受託者は、県の承認を得て本業務の一部を再委託するときは、再委託先事業者に対して、セキュリティ特記事項（第3条並びに第4条第1項及び第2項を除く。）の遵守を義務づけるとともに、これに対する管理及び監督を徹底しなければならない。また受託者は、県の要求があったときは、要求を受けた日から1週間以内に、再委託先（再々委託している場合は再々委託先も含む。）における本業務の従事者を書面で明らかにしなければならない。
- 4 受託者は、再委託先事業者におけるセキュリティ責任者に変更がある場合は、速やかに書面で県に連絡しなければならない。

（調査）

第11条 県は、受託者が本業務を履行するために確保している情報セキュリティ対策の状況を調査する必要があると認めるときは、受託者の建物も含め実地に調査し、又は受託者に対して説明若しくは報告をさせることができる。

（指示）

第12条 県は、受託者が本業務を履行するために確保している情報セキュリティ対策の状況について、不相当と認めるときは、受託者に対して必要な指示を行うことができる。

（事故等報告）

第13条 受託者は、本業務に関する情報漏えい、改ざん、紛失、破壊等の情報セキュリティ事件又は事故（以下「事故等」という。）が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、その事故等の発生に係る帰責にかかわらず、直ちに県に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく当該事故等に係る報告書及び以後の対処方針を記した文書を提出し、県の指示に従わなければならない。

- 2 受託者は、本業務について事故等が発生した場合は、県が県民に対し適切に説明するため、受託者の名称を含む当該事故等の概要の公表を必要に応じて行うことを受忍しなければならない。

（実施責任）

第14条 受託者は、情報セキュリティを確保するために必要な管理体制を整備しなければならない。

2 受託者は、情報セキュリティに関する考え方や方針に関する宣言の策定・公表により、自らが行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすよう努めなければならない。

(納品物のセキュリティ)

第 15 条 受託者は納品物にセキュリティ上の問題が発見された場合は、遅滞なく県に連絡し、県からの指示によりユーザ及び関係者に情報を通知するとともに、問題を解決するための適切な処置を行わなければならない。

(体制報告書)

第 16 条 受託者は、本業務を実施するにあたり、自らが行うセキュリティ対策について明らかにした体制報告書を作成し、県に提出しなければならない。

(実施報告書)

第 17 条 受託者は、本業務の完了を報告するにあたり、自らが行ったセキュリティ対策について明らかにした実施報告書を作成し、県に提出しなければならない。

(別記3)

著作権等取扱特記事項

(著作者人格権等の帰属)

- 第1 東アジア農業遺産学会（ERAHS）企画・運営等業務の成果物（以下「成果物」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る同法第18条から第20条までに規定する権利（以下「著作者人格権」という。）及び同法第21条から第28条までに規定する権利（以下「著作権」という。）は受託者に帰属する。
- 2 成果物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権（著作者人格権を有しない場合にあっては、著作権）は、提供した者に帰属する。ただし、委託者又は受託者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合については、当該第三者に帰属する。

(著作権の譲渡)

- 第2 成果物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に県に譲渡する。
- 2 成果物の作成のために受託者が提供した成果物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物のうち、次に掲げるものの著作権（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に委託者に譲渡する。
- 一 原稿
 - 二 写真
 - 三 ロゴ、イラスト
 - 四 地図
 - 五 図表
- 3 前二項に関し、次のいずれかの者に成果物及び当該成果物に係る原稿、原画、写真その他の素材の著作権が帰属している場合には、受託者は、あらかじめ受託者とその者との書面による契約により当該著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を受託者に譲渡させるものとする。
- 一 受託者の従業員
 - 二 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員
- 4 第1項及び第2項の著作権の譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。

(著作者人格権)

- 第3 受託者は、県に対し、成果物及び当該成果物に係る原稿、写真その他の素材（以下「成果物等」という。）が著作物に該当する場合には、著作者人格権を行使しないものとする。

2 委託者は、成果物等が著作物に該当する場合において、当該成果物等の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

(保証)

第4 受託者は、委託者に対し、成果物等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

(成果物等の電子データが入った納入物の提供)

第5 受託者は、委託者に対し、成果物等の電子データが入った納入物（DVD等）を当該成果物の引渡し時に引き渡すものとする。

2 前項の規定により引き渡された納入物の作成の対価は、契約金額に含まれるものとする。

3 第1項の成果物等の電子データが入った納入物の所有権は、当該成果物の引渡し時に委託者に移転する。

別紙 1

東アジア農業遺産学会（ERAHS）プログラム

| | |
|-----------------|--|
| 8月7日（水） | |
| ・海外参加者受付 | |
| ・会場設営、事前リハーサル | |
| 8月8日（木） | |
| 9:00- 9:10 | 開会式 ・挨拶：岐阜県知事 ・歓迎の挨拶：世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会長 |
| 9:10- 9:30 | 写真撮影 |
| 9:30-10:30 | 基調講演（日本、中国、韓国から3人が発表 20分/人） |
| 10:30-11:00 | ・休憩（3階会議室を休憩室として提供） ・ポスターセッション（ホワイエ） |
| 11:00-12:00 | パラレル・シンポジウム（日本、中国、韓国から9人が発表 20分/人） ※3会場（ミナモホール、20階会議室（2会場））で実施 |
| 12:00-13:00 | 昼食（鮎を用いたおもてなし弁当を提供） |
| 13:00-14:20 | パラレル・シンポジウム（日本、中国、韓国から12人が発表 20分/人） ※3会場（ミナモホール、20階会議室（2会場））で実施 |
| 14:20-14:35 | ・休憩（3階会議室を休憩室として提供） ・ポスターセッション（ホワイエ） |
| 14:35-15:35 | パラレル・シンポジウム（日本、中国、韓国から9人が発表 20分/人） ※3会場（ミナモホール、20階会議室（2会場））で実施 |
| 15:35-16:35 | 基調講演（日本、中国、韓国から3人が発表 20分/人） |
| 16:35-17:00 | 閉会式 |
| 18:45- | レセプション（鵜飼観覧） |
| 8月9日（金） | |
| 8:30-16:00 | 現地視察（エクスカージョン）（岐阜市、関市、美濃市、郡上市内） |
| 16:00-17:00 | 役員会 ※東アジア農業遺産学会事務局による打合せ |
| ・会場撤去 | |
| 8月10日（土） | |
| ・出発（海外参加者） | |

※ 8月7日（水）から8月8日（木）までの間を「学会本体」という。

※ 20階会議室は、会議室2001と会議室2002をつなげて1会場、会議室2003と会議室2004をつなげて1会場とする。

※ 3階会議室（休憩室）は、会議室301～会議室304をつなげて使用する。

※ 内容は、変更の可能性がある。

別紙 2

調達物品等

| 種類 | 仕様 | 数量 |
|------------|---|------------|
| 歓迎看板 | <ul style="list-style-type: none"> 900mm (W) ×1,800mm (H) 程度 (片面仕上げ、カラー刷り、自立式) デザイン案を提案し、県と協議の上、決定すること。 設置場所は、別途、県と調整すること。 | 1 枚 |
| 学会スケジュール看板 | <ul style="list-style-type: none"> 900mm (W) ×1,800mm (H) 程度 (片面仕上げ、カラー刷り、自立式) 学会スケジュール等全体の案内看板とし、デザイン案を提案し、県と協議の上、決定すること。また、記載内容は、別途、県と調整すること。 設置場所は、別途、県と調整すること。 | 1 枚 |
| ステージ看板 | <ul style="list-style-type: none"> 10,000mm (W) ×1,000mm (H) 程度 (片面仕上げ、カラー刷り) デザイン案を提案し、県と協議の上、決定すること。 設置場所は、別途、県と調整すること。 | 1 枚 |
| のぼり旗 | <ul style="list-style-type: none"> 450mm (W) ×1,800mm (H) 程度 (フルカラー、インクジェット) 素材等：テトロンポンジ、ヒートカット、チチ付き デザイン案を提案し、県と協議の上、決定すること。 設置場所は、別途、県と調整すること。 | 300 枚 |
| 卓上のぼり旗 | <ul style="list-style-type: none"> 100mm (W) ×300mm (H) 程度 (フルカラー、インクジェット) 素材等：テトロンポンジ、ヒートカット、チチ付き パーツ：白色ポール (横：太さ 3mm×150mm、縦：太さ 5.8mm×440mm 程度)、ウェイト付き白色台座 (70~76mm) のぼり旗と同様のデザインとし、サイズを調整すること。 | 100 セット |

別紙3

通訳及び同時通訳システム等の手配

| 日にち | 内容 | 通訳手配 | 備考 |
|---------|---|---|--|
| 8月7日（水） | ・海外参加者の旅行手配・受付等 | 日－中：2名以上を想定 日－韓：2名以上を想定 | |
| | ・事前リハーサル | 8月8日（木）学会本体の通訳と同じ者 | |
| 8月8日（木） | ・学会本体（開閉会式、写真撮影、基調講演、パラレル・シンポジウム） ※20階会議室（2会場）で実施するパラレル・シンポジウムは英語による発表（通訳不要） | 日－中：2名以上を想定 日－韓：2名以上を想定 中－韓：2名以上を想定 | ・国際会議に実績がある者であること。 ・同時通訳システム（通訳者ブース内）にて、同時通訳を実施 ・参加者はそれぞれ受信機にて通訳音声を受信 ・発表者の発表資料は、県が事前に提供する。 |
| | ・バス等アテンド（ホテル出発からホテル到着まで） ・学会フリー対応（質問等対応） | 日－中：1名以上を想定 日－韓：1名以上を想定 | |
| 8月9日（金） | ・現地視察（エクスカーション） | 日－中：1名以上を想定 日－韓：1名以上を想定 | ・国際会議に実績がある者であること。 ・中国人が乗車するバス1台、韓国人が乗車するバス1台を想定 ・参加者はそれぞれ受信機にて通訳音声を受信 |